

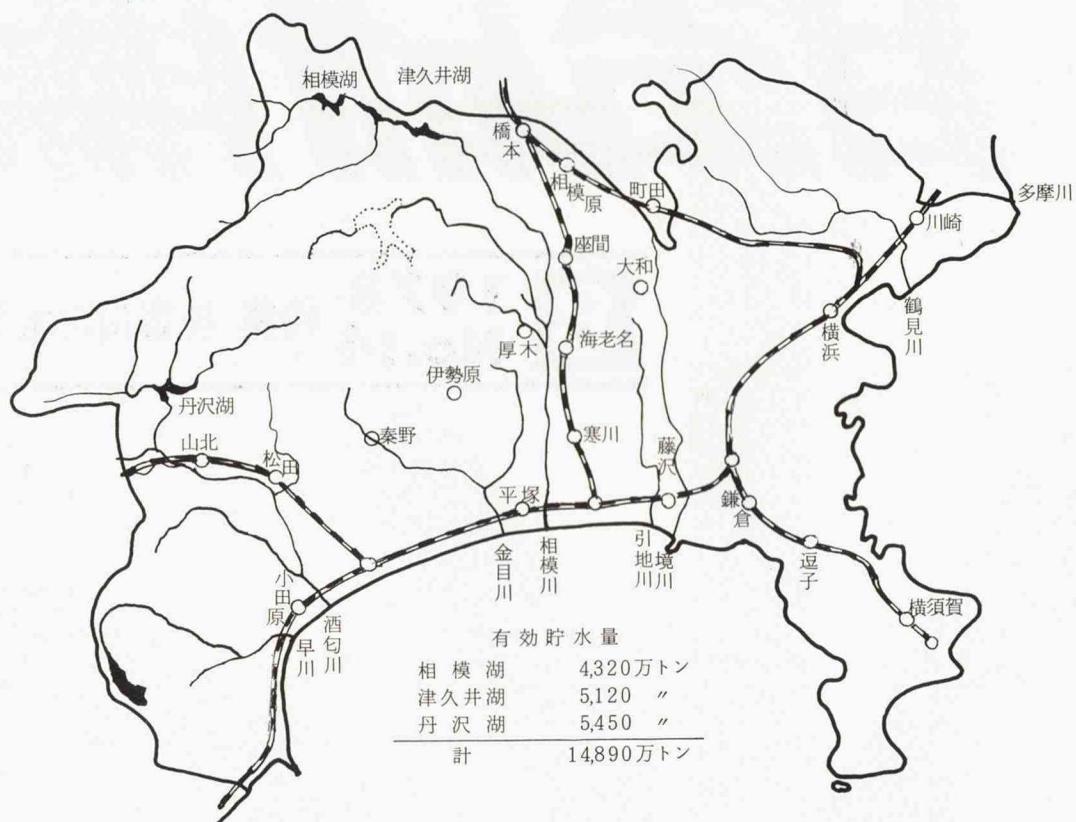
自治研究 かながわ

8 1978 特集 神奈川の水資源
No.14



神奈川県地方自治研究センター

神奈川の主な水系と湖



もくじ ◆◆ CONTENTS

自治研月報かながわ

8 1978 Vol.14 特集 神奈川の水資源



神奈川における水資源開発の歴史と現状

—水資源開発の背景と将来—

県会議員 蒲谷 隆次 3

〈ルポ〉 県民の水ガメを訪ねて

—「水と電気と」企業庁の職場訪問記 10

相模湖記念館の建設運動 13

よこすか市職労自治研集会開く 16

地方自治制度の視点（連載第2回） 18

第1章 地方自治制度の歴史（その2）

成蹊大学教授 佐藤 竜 21

かながわの自治体のうごき 21

今月の統計から 22

編集後記 23

神奈川における 水資源開発の歴史と現状 NO.2

一 水資源の開発の背景と将来一

神奈川県会議員 蒲谷 隆治

まえがき

1977年10月の自治研月報に「神奈川県の水資源の歴史と現状」という、私にとってはすこし大上段とも思える見出で掲載していただいた「水を尋ねて」のうち将来の水需給について書くことになりました。

そこで前回のダム築造が平面にすぎましたので今回はその背景について、少しふれでおきたいと思います。

また水需給計画の流れに基本的にかかわり合いをもつ、というところの本県の総合計画の変遷についてふれないわけにはいきません。

やや、古い話が続いて恐縮ですが、のべてみたいと思います。

一、本県総合計画の流れ

1. 第三次総合計画

1965年（昭40）10月その全容が公表され、計画の目標の章では（第三次総合計画の究極目標は「住みよい県土の実現」におき、「きれいな空気と十分な水があり、犯罪や災害の不安もなく、快適な生活環境の中で豊かなくらしを楽しみ、かお

り高い文化を享受する」とのできるような県土をめざすこととなっております。また「県内各地域が、過密の弊害も無秩序な都市化もなく、産業間とくに農工間の格差を縮小する、というのも住まい県土実現の一面であるといえる」とあります。「この究極目標は10年・20年の短期間で達成出来るのは考えないが…略…そして昭和50年を究極目標までの一里塚として最大の努力と熱意を傾注しようというのである。」と結んでいます。

この三総計画は当時わが党も指摘してきたように、計画の性格に問題があった。計画の性格の章で明らかなように「国の全国総合開発計画は政府の施策の方向を示すものとして尊重し行政部門別施策については十分採用している」という性格がありました。

この、国の総合開発は1962年（昭37）10月に閣議決定されたもので、1970年目標に「国民所得倍増計画」の実施計画でもあり、1960年代後半と1970年代前半の高度経済の成長と破綻は、その後改定された新全国総開発計画（1966年5月閣議決定）とともにその大きな役割を果しているのです。

2. 第三次総合計画の改定

新全国総合開発計画決定の3年後、1969年（昭44）7月、県の第三次総合計画改定が発表され、高度成長の進展に合わない前計画をより前向きに

修正したもので、前計画で指摘した「目標」と「性格」は、ともに計画が踏襲したもので、簡潔にいえば計画のまえがきのなかで言及している「前計画で予想した本県の1975年工業生産額5兆5千億円は、すでに昨43年には5兆円の大台を突破し…」といっているところに表明されています。より前向きの意味については、さらに水需給計画の部分でふれるつもりです。

3. 本県戦後の計画概要

1945年（昭20）7月26日のポツダム宣言を受諾して第2次大戦の終幕である日本の降服・敗戦という段階が、その翌月の15日でありましたが、連合国軍の占領政策は片面講和の問題が大きく影響して7年間も続きました。

平和条約締結・発効が1952年（昭27）4月でありましたから、本県最初の第一次五ヶ年計画はその2年後で、人口増加の傾向が目立つなかで工業生産額の伸びも急進し、首都圈整備計画の積極的使命も背負うという立場から、工場・住宅地の立地と、そのために急増する水確保が急務となっていた。このような背景をもった第一次五ヶ年計画というのが、その性格の特徴といえます。

第二次総合計画は土地および水利用を重点とするもので1959年（昭34）を初年度とする7ヶ年計画で、①川崎大師ヶ原の京浜運河工業地帯建設の為の埋立事業、②城山ダム建設、酒匂川の流量調査等を完成、高度成長政策への基盤を整え第三次計画へ引継がれます。

二、本県の水需給計画の推移

前回では、ダム築造のあとづけを、個別的に水量や完成年度などの範囲で簡潔に紹介しましたが、今回は水需給計画の一環としてダム建設の意味あいなどにふれていきたいと思います。

1. 相模ダム築造の背景

相模ダムの築造は周知のように、その名称が河水統制事業といわれる事業計画によって許可されたもので、計画決定、事業認可、水没者補償、戦時下の突貫工事等々にわたって多彩な問題を含んでいます。特に重要な地方自治体の性格そのものが戦前と戦後に大きな変化をもたらして、その完成が戦後の1947年（昭22）という事実もまたこの計画にひとつの影をもたらしたといえます。

（1）戦前の背景

①相模原開田利水計画について

戦時下の軍都相模原、戦後の米軍基地相模原は、後述する明田計画の座折によって運命づけられたともいえます。1868年（明治政府）初年頃から相模川の利水による開田計画が地元で話題にのぼり、1884年（明16年）榎本武揚らも現地を訪れたともいわれ、その後数次にわたっての開田計画問題は、1939年（昭14・12・19）神奈川県議会で、相模原開田に伴う水道布設を含む三ヶ年の事業計画が議決されています。

②水道計画の動き

すでに横浜市は道志川の取水、川崎市は近い多摩川水系中心の取水等で賄ってきていった昭和の初期は、京浜工業地帯の飛躍的な発展による新しい水源の必要に迫られていました。特に横浜市は独自計画をもって1930年（昭5）津久井ダム地点から導水計画を県知事に提出しました。

東京都も水道拡張計画の調査結果に基づいて、水源を相模川に求めるため、1931年（昭6）神奈川県と交渉をもっています。

③発電計画の動き

相模川については、河水統制事業の実現までに全く手つかずではなく、1906年（明39）当時の武相電力会社が出力6,500kWの水利使用の許可を得て、のちに東京電灯株式会社が継承したが実現せず、その他にも相模川・道志川などに発電計画の出願などもあったが実現していません。

県としては、1910年代（大正年代）に入りて

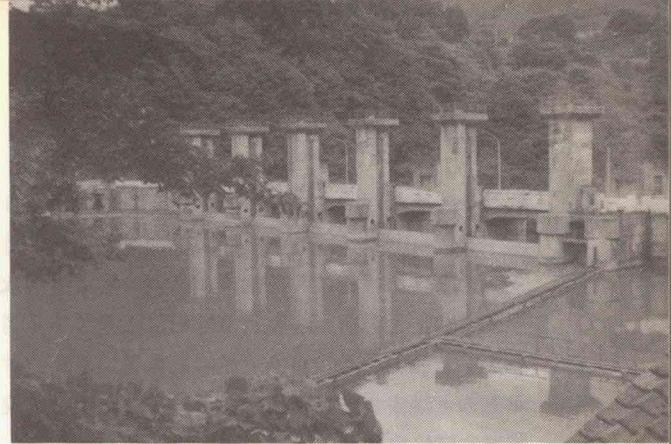
から県営発電の構想をもとに、芦の湖の水量と落差利水を含め3万瓩規模の発電による川崎・横浜方面への送電と、その余水を湘南方面から横浜方面まで給水しようという計画で調査に入りましたが、関東大震災によって中止のやむなきに至ったのです。しかし震災復興後の県下の人口や諸工業の急激な増加によって、再び電気・水道の対処が問題化してきました。

1927年（昭2）神奈川県議会は、県下主要河川の資源開発に関する意見書が提出されましたが、その要旨は「世界有数の商港横浜、軍港横須賀及び工都川崎があり……急拠発達した戸数人口の増加驚くべきものあり、大震災により一時頓挫を来せるも今や災前を凌駕するの勢を呈し……以下中間略—— 現在の本県の経済は、震災の創痍未だ癒へず極度の膨脹を來し県民は重課に苦しみつつあり、此の難局を打解せんには産業を振興し、文化を充実し県下一般の繁栄を圖らざる可からず。而して之が唯一の要望たる水道・電力の供給は、県営企業により其の大綱を改め適宜県下に分配するを以て肯綮に当れるを信ず。県当局者は県民の要望を察し速やかに案を具し、本県会に提出せられ之が実施を計られんことを望む。」と官選知事のもとの県議会としてはかなり「地方自治色のこい」意見書と考えられます。

以上河水統制事業によって相模ダムが出現するに至る背景として、すこし余談めいたきらいもありますが私はやはり欠くことの出来ない要因として述べさせてもらいました。

（2）戦時中の背景

1938年（昭13）1月26日この事業計画はわずか1週間の会期で可決決定をみました。さきにふれました「主要河川の資源開発に関する意見書が県議会から時の池田知事に提出された、1927年から9年の歳月が経過している事は、この事業が当時の県の財政力などからみて至難な計画であったことは事実ありました。1週間の会期中では問題の中心がそこにあったことも記録にある通り



いまも満々と水をたたえる相模ダム

で、議会傍聴は水没予定地の勝瀬部落の反対住民で埋まっていたことの事実も含め、県議会の未経験ともいえる重大議案がありました。

1930年代に入ってから国の政治を左右する大事件が相次いで起っていますが参考までに年次を追ってみます。

- ① 1929年（昭4）10月24日 世界経済の恐慌。
- ② 1932年（昭7）1月28日 上海事変から当時の満洲地域への侵攻。
- ③ 同 年（同年）5月15日 いわゆる5・15事件で、陸海軍青年将校の首相暗殺事件。
- ④ 1936年（昭11）2月26日 大雪の夜の陸軍青年将校が一部の部隊を指揮して政府重臣を襲撃したいわゆる2・26事件で、当時世田ヶ谷野砲第一聯隊第一中隊に初年兵として入隊していた私にとって、忘れる事の出来ない体験となっています。
- ⑤ 1937年（昭12）7月7日 蘆溝橋事件で大陸に全面的な侵攻となった支那事変。
- ⑥ 1938年（昭13）4月 国家総動員法及び電力の国家権力の支配として電力管法の制定。
- ⑦ 1939年（昭14）第二次世界大戦に突入。
この年賦をみて理解出来るように、聖戦を遂行するため祖国が要請する至上命令という大号令で、「死んでも村を離れない、役人と話はしない」と現代でいえば拒否戦術までとて反抗した勝瀬部落の人たちも遂に補償に応ずることになったように、県議会もまた、さきの意見書提出の意気けんこうたる状態ではなかったことも想定されます。

2. 河水統制事業として

この事業の目的は、横浜・川崎両市の工業用水、横浜市の上水道用水、相模原開田（灌溉）開発用水の各水源に供し及電力供給の為発電の用に供するものと規定され、使用水量区分は次のように規定されています。

①与瀬発電所使用水量最大毎秒 $85m^3$

　　常時　〃 $32m^3$

②久保沢発電所使用水量最大毎秒 $47.25m^3$

　　常時　〃 $15.35m^3$

③川崎市工業用水 最大毎秒 $5.55m^3$

④横浜市上水道用水及工業用水

　　最大毎秒 $5.55m^3$

⑤相模原開田（灌溉）開発用水

　　最大毎秒 $5.55m^3$

開発水量は総量で最大値として $16.65m^3$ で、この流水を利用して全体として最大45,000kWの発電を行う計画で、その後の総合開発計画では、人口推移・産業の発展、利水内容など計画に必要な数値がその裏づけられることは今日の常識ですが、この河水統制事業は当時の背景が必要とさせなかつたとみるべきでしょう。

背景説明に紙数をついやし事業費その他進捗過程など多くの話題は省略のままさきに進みますが、特に戦争の影響をうけたこの事業計画は突如として戦力増強の至上命令で津久井発電所1944年（昭19）9月二台発電機の完成、相模発電所は1945年（昭20）2月一台の完成、合計最大出力36,000kWが戦力に役立つことになりました。文字通りの突貫工事でありました。

3. 戦後の背景

相模ダムは1944年（昭19）12月完成、翌年1月20日満水、相模発電所2号機は1947年（昭22）7月、資材・労力の影響でかなり遅れて完成しました。

こうして戦時中から戦後にかけ、当時者が心血を注いで完成した相模ダムは、1951年（昭26）

7月から第一次増強事業（相模ダム2メートル嵩上げ）による落差を高めて、相模発電所の発電量の増強、1953年の第二次増強事業（奥相模湖を調整池として、道志川の水を一部は第二発電所により道志本流に、余剰水は第二発電所を通じ秋山川に流域変更を行い相模湖の貯水能力を増強する）などが相次いで行われ、さらにその後の相模川総合開発基礎調査へと発展するわけです。

（1）戦後初期の背景

相模ダム計画の完成後わずか4年にして増強計画がなぜ必要となったかが疑問の点ですが、次の背景をみると理解できます。

第2次大戦に壊滅的な打撃をうけた本県の1946年（昭21）の生産額はわずか3億7百万円（卸売物価指数をデフレクトとして）で、当時の労働争議のなかで生産管理の闘争手段も必要であったほど、資本家側の生産サボタージュから、1935年の43%まで低下していたのです。しかし3年後の（昭24）には勤労国民の根強い努力で回復したものの1940年（昭15）水準に達したのは工場数のみで労働者数は80%，生産額は40%にすぎず、何といっても軍需工業を中心として発展した本県工業の特質が大きく影響したこともあるようです。

朝鮮動乱がぼっ発したのは1950年（昭25）6月25日でありますが、ここでも年賦からみる限り、河水統制事業が実施に移されたと同様のパターンがみられるということで、その後の本県工業の進展は、以下県の工業統計がそれを代弁してくれます。

「朝鮮動乱がぼっ発しドッジ・ライン下の金融引締は緩和され動乱の進展に伴う特需の発生は本県工業を刺激し、にわかに生産を増大させた。

…途中略…本県工業生産は、工業生産指数によれば、昭和26年から27年にかけ20.9%上昇、28年も前年に對し24.7%の大幅な生産増加をなし、29年に日本経済は国際収支の赤字により不況へ突入したが、本県工業はそれにもかかわらず依然根強い成長力を示し、前年に對し13.8%の上昇を記録し

た。

昭和26年から29年にかけて工業全体では1.7倍、年率にして20.7%の生産増加であり、業種別にみれば最も大きく上伸したものは電気機械で、電源開発の活発化とともに発電機、配電系統器機の需要好調によりこの期間に2.7倍に生産は増加した」と述べています。

(2) 戦後中期の背景

1955年以降約10年間は、経済の起伏のなかで特需景気によって復活した資本の主導のもとに

1960年の安保改定へと日本の政治が突き進んでいきます。

県当局は、河水統制事業の二次にわたる増強事業に着手すると同時に相模川総合開発基礎調査を完了。1960年(昭35)12月定例県議会で相模川第二次河水統制事業を廃止し、翌年度(昭36)より相模川総合開発事業として発足することが決定しました。

特需景気に生氣をとりもどした日本の経済は、1951年(昭26)講和条約の締結、日米安保条約の同時締結によって、わが国のMSA農政の開幕1955年の貿易・為替自由化政策の決定により、開放経済体制一経済の高度成長が進み、農業経営の悪化、都市への人口の集中が急速に進んでいきます。

本県の場合、1945年11月(終戦)から1955年の人口増加の傾向を端的にとらえると次のようになります。

終戦の1945年全県人口に占める横浜・川崎両

市合計人口の構成比率は43%であったものが10年後のそれは54%となり、この10年間105万3千余人の人口増のうち両市増加人口計は78万3千余人で全県増加人口の74%と都市集中化の実態をあらわしております。

上のような背景で第二次総合計画は城山ダムを完成すると同時に大師河原の工業団地の埋立事業を完成するなど将来予想される水資源確保の原因を創出しています。

4. 城山ダム計画

ここから第三次総合計画にのることになります。

1965年(昭40)の時点の人口・工業生産の都市集中の度合を次の表でみると、その集積の度合が一層はげしいことを示します。

1955年と比較する増加人口も50万人増となり2市の人口増構成比率も約70%と非常に高く、全県人口に対する構成比率も約60%と集積化が進み、工業生産出額等も全県3兆492億円余に対し、両市合計2兆1,518億円は70.6%という高率になっています。

城山計画は1975年(昭50)対策として需要水量等は次のような基礎条件で1958年(昭33)3

行政区域内人口	477万4千人
給水人口	372万9千人
工業生産額	2兆4,186億円
一日最大取水量	305万7,250m³
上水道	181万7,250m³
工業用水道	124万0000m³
註	工業用は上水道分を合計すれば174万1千

区分 都市名	1945年		1955年		増加の割合		1965年		増加の割合	
	人口	%	人口	%	増加人口	%	人口	%	増加人口	%
全 県	1,865,667	100	2,919,497	100	1,053,830	100	4,430,518	100	1,511,021	100
横 浜	624,994	33.5	1,143,687	39.2	518,693	49.2	1,788,796	40.4	645,109	42.7
川 崎	180,042	9.65	445,132	15.2	265,090	25.2	854,766	19.3	409,246	27.1
2 市 計	805,036	43.15	1,588,819	54.4	783,783	74.4	2,643,562	59.7	1,054,355	69.8
そ の 他	1,060,631	56.85	1,330,678	45.6	270,047	25.6	1,786,956	40.3	456,666	30.2

m^3 となり、これは1955年実績40万5千 m^3 の4.3倍となります。

月議会で可決、1965年（昭40）3月完成、手厚い工業用水への配慮を含めて1975年までの水需給は万全といわれたのであります。

5. 三保ダム建設へ

しかし1967年（昭42）5月から6月にかけて起った異常渇水に、事態は大きく変りました。

1965年（昭40）10月に公表された、第三次総合計画及び1969年（昭44）7月発表の同改訂版の性格は、さきに述べておきましたが、その水需要量等の数値を略記しておきます。

◦行政区域内人口	600万人
◦給水人口	571万6,900人
◦工業生産額	5兆5千億円
	7兆円（改訂版）
◦一日最大取水量	636万8,500 m^3
生活用水	363万0400 m^3
工場用水	170万6,700 m^3
◦上水道用水計	533万7,100 m^3
◦工業用水道	103万1,400 m^3

1960年以降高度成長路線の先導的任務を背負った本県は、三次総合計画にあるように50年目標の城山計画を大巾修正し、人口では600万人、工業生産額では5兆5千億円から7兆円に、工場用水は上水道分を合せて273万8千 m^3 と城山計画の174万1千 m^3 に対し1.6倍の増強を計ったわけです。

特に本計画の特徴は約700万 m^3 の需要見込みで不足水量300万 m^3 を、高度利用で100万 m^3 、酒匂川開発により200万 m^3 による水源開発を進めるとともに、更に予想される工業生産に対応するため遂に宮ヶ瀬ダム建設を包含する県外水資源を導入する、広域導水路計画を国に求めるという、重大な方針を打ち出しました。

私どもはこの限界なく続く高度成長追従の県の水資源対策に対し1970年以来、他党の総べてが沈黙するなかを1975年長洲県政実現まで、根気

よく追求してきたことは周知のとおりです。

三、将来の水資源

詠歌された安保体制化の高度経済成長に明らかなかげが現れたのは1971年（昭46）8月アメリカの新経済政策と、その後の通貨調整問題と続く1973年11月アラブの石油問題で1970年を頂点として、すでに下降傾向をみせはじめた世界の高度経済成長は、1974年を境に低成長時代に移ったわけです。

1973年（昭48）11月発表された新総合計画は、工業用水の淡水回収率の引き上げを前提に工業用水道は約100万 m^3 に据え置くとともに、人口についてはなお相当の上昇を見込み、計画を策定したのですが、すでに新神奈川計画によって見直されることになりました。

1. 21世紀への展望の動き

1980年代を間近にひかえ、すべての分野から21世紀を展望しながらの広汎な討論や研究発表が行われています。

1972年、「地球の有限性」という共通の問題意識をもった人びとの集りであるローマクラブは、現在の爆発的な人口増加・経済成長は有限な資源や環境の限界を越え、破滅的な結果を生ずる、として警告をいたしました。

このような一連の背景下、1974年（昭49）以来、本県経済の指標である工業生産出荷額等の実質的マイナスは、日本の高度成長の動向を示したものといえます。1975年長洲革新知事は、初の6月定例県議会で、新時代に対応すべき「新神奈川計画」に対する考え方を表明しました。

実際の計画は予定をかなり遅れて発足したこと、県議会の質疑の重要事項といった時期もありました。その疑問への回答は、システム・ダイナミックスの開発作業とシンポリック・モデルの発表でした。これは新神奈川計画策定への知事の意

欲と取組みの姿勢を示すものとして評価されたものと考えますが、このシンボリック・モデルに現われた、現状の延長線上にある、ここで必要な三つの指標を掲げておきます。

2. 本県将来の水資源

私は、県外よりの水資源導入論には、一貫して反対の立場であって、この問題に限っては神奈川モンロー主義を主張してきたつもりであり、その理由は簡潔にいえば、産業の高度の発展による、生活用水への圧迫、治水・利水の自治権の弱体化、自然循環形態の破壊につながるとの考え方からです。

3. 有限の水資源に対応して

本県は1947年相模ダム、1960年城山ダム、1978年三保ダムと相ついで完成、この31年間に三つのダムが完成、その間相模ダムの嵩上げ、高度利用として寒川えん堤の嵩上げと水源開発が行われ、宮ヶ瀬ダム計画を含めて、本県水資源開発のフル・プランは終ることになります。

この時点で21世紀の水資源は有限のものとなります。

- 相模川水系一日最大取水量（含宮ヶ瀬）
544万4,000m³
- 酒匂川同
180万9,000m³
- 計
725万3,000m³

註 他水系及び地下水等不安定要素は除外し、なお畠地かんがい用水・東京都分水量は含めた。

こうして今後の水利用は資源に見合った水の配分を重点にしなければなりません。そして当然のことながら①資源の側の有効利用と②利水側の合理的配分、が要請されます。

① 河川の有効利用について

- ア、平水量水利権の検討。（渴水時の水利権の他に平常時－現在渴水期の水利権を前提とする－平常時の水の使い方を中心にして水利権利用についての検討）
- イ、相模・酒匂両水系を総合した河川水の総

シンボリックモデルの指標（1975年～2000年）

指標	年	1975	1985	2000
人口 万人	640	780	900	
工業生産額 売り円	13	21	45	
水 総 需 要 万m ³	330	580	750	

註 グラフより数字化したので若干の誤差はある。

合的運用の合理化。

- ウ、今後の河川の水利権は生活用水を優先にする。
- エ、自然環境の維持用水、農業用水の確保。
- オ、下流責任放流方式の再検討。
- カ、異常渇水時の基本方針の確立。

② 水利用の総合対策について

- ア、生活用水重点の利水総合計画の策定。
- イ、中水道（仮称）の法体形整備を国に強く要求し、かつ具体策の確立。
- ウ、浄水の高度処理技術の早期の開発完成。
- エ、中小企業対策を含め、処理水再利用、循環システム導入の具体策の検討。
- オ、農業用水・河川維持用水の対策。

③ 水利用総合対策研究委員会（仮称）設置について

有限の水資源時代に移ろうとして本県行政は、この問題提起にもっと積極性をもつ必要がある。水の討論集会も試みる必要もありはしないかとも考えます。

いずれにしても、この問題の理解と把握は困難が予想されるとすれば、いま提起した諸問題について、関係方面の代表や、学識者で構成する民主的な機関によって十分研究・討議をつくす必要のあることを痛感し、その積極策を提言し本稿のむすびといたします。

《ル ポ》

県民の水ガメを訪ねて

—「水と電気と」県企業庁の職場訪問記—

例年ない暑い夏。気温30℃を越える真夏日が連日続き、夜も熱帯夜で寝苦しい。せめて記事だけは涼しいものにしようと相談しながら、水の特集号となった。

北九州で給水制限が始ったのが6月、東京でも8月中旬から給水制限をしている。しかし神奈川では「県民の水ガメは丹沢湖の誕生で昭和60年までは心配ない」と県企業庁では安心宣言をしてくれている。ホントかな?という思いと、湖畔へ行けばさぞ涼しかろうという思いが交錯しながら、県民の水ガメ、「飲料水のルーツ」を探ってみることにした。

まず、7月25日に竣工式を終えた三保ダム=丹沢湖を訪れ、満々とした水をたくわえた新人造湖をみてほっとした。続いて足を北へむけ、津久井湖=城山ダムを見た。津久井湖は夏の制限水位より2米ほど下ってはいたが、十分の水量は確保されていた。ついでに自治体が独自に持っている発電所=城山湖(県企業庁)を見学させてもらった。

以下はその探訪記である。

丹沢湖↔三保ダム

東名高速を大井松田のインターで降り、国道246号線を西へ下りながら、東名の橋ゲタをくぐった清水橋のT字路を中川温泉の方向へ北上して約5キロ、新しくできたトンネルを抜けると、そ

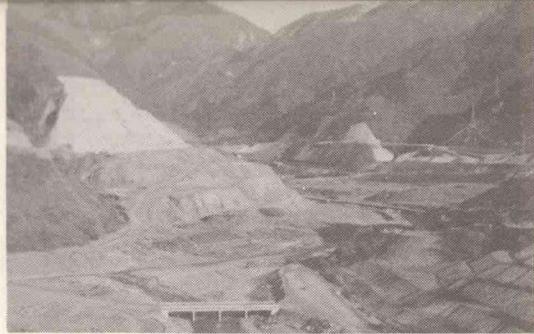
こが丹沢湖である。県西部、足柄上郡山北町の西丹沢の登山ルートとして知られている中川温泉の手前である。西丹沢の世附川、中川川、玄倉川の3つの川の合流地点=三保にダムが作られた。このダムにせき止められてできた人造湖が「丹沢湖」である。3つの足を持つヒトデのような形をしている。

このダムは酒匂川総合開発事業の一環として県企業庁が建設を計画、昭和45年工事を開始し以来8年の歳月をかけて本年7月25日に完成した。洪水調節、上水確保を主目的とする多目的ダムである。ダム堤体の高さは95mのロックフィル式といわれるもので石と土砂を積み上げて造られている。このダムの上は周遊路として人が通れるように整備されている。

丹沢湖の有効貯水量5,450万m³だが、現在は夏期制限水位に抑えられ満水時の水面より約5m低く調節されている。ダムに併設されて造られた発電所は、最大出力7,000kWだが、東電としては採算がとれないということで子会社を同社がつくり姫川電力によって経営されているという。

工事でもうけた大企業

「ご覧のとおり水位調節はコンピュータで行いますが、調整中のためデータは実際と異なることもあります、15分毎のデータ取りも手計算しなければならず、警戒体制のときは寝れませんよ。いまは初期ですからコンピュータに入れるデータの開発に追われています。職員数は24名で、コントロール



丹沢湖一昭和53年1月完成まえ

・ルームは変則3交替制をとっています。よその県はダム設計はコンサルタント会社にやらせ、運営も下請けというケースが多いんですけど、ここもうち（企業庁）で全部やりました。

あの学校の下はダム用のいい石があるんですが、学校用地となつたために周りの山から探ることになりました。工事でいちばんもうけたのは鹿島じゃないんですか。なにしろ周りの山からダンプで石をはこぶだけでよかったんですから。工事費（250億円）より補償費や代替施設づくりに600億もかかっていますから、高い水道代になるでしょう。下流の小田原市飯泉で飲料用の水を探すことになりますが、水利権をもっている農業用水は従来どおり確保しています。今は鮎のシーズンですから、これも漁業組合からもっと流してくれと言われ毎秒20トンは流れるように調整しているのです」と案内してくれた担当者は語ってくれた。

真夏の一日、新しく西丹沢にできた新名所である丹沢湖を訪れる人は多い。平日でも数台のバスが停っており、マイカー族を含めて人気をよんでいる。休日には車が長蛇の列をつくるほどだといふ。今までほとんど自動車の通らなかつた道路が、整備されたためにスピードを出して通りすぎていくため、県道沿いの人々は道路の横断にも困っているという話を聞いた。新しくでき上った観光地が、地元民の期待をよそに観光公害をまきちらすことにならぬよう見守っていきたいものである。

津久井湖↔城山ダム

相模原市橋本から主要県道相模原与瀬線を入り



橋もいまは水中に没した（8月）

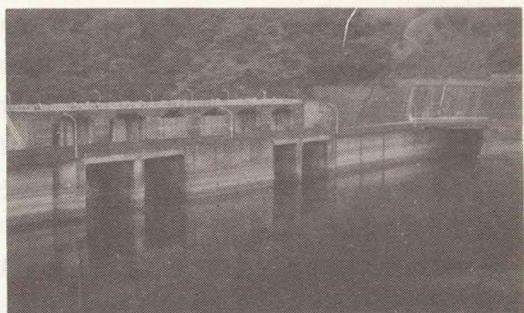
谷ヶ原の浄水場を左に見ながらしばらく行くと、津久井湖に着く。この津久井湖は、相模川総合開発事業として昭和40年に完成したもので、相模湖の下流の城山にダムを作つてできたものである。

有効貯水量は5120万m³で、水源は遠く山中湖に発し、桂川を経て相模・沼本両ダムを通り、ここに達している。城山ダムは重力式コンクリートダムで、堤体上を車も通る主要県道として使用させている。建設費は県と横浜・川崎・横須賀三市の共同出資で714億円をかけてつくられたものであり、管理事務所はダムサイトと道路をへだてた所にある。県・横浜・川崎・横須賀の四者の共同出資ということで、説明してくれた公企労の仲間は、「われわれは雇われマダムですよ」と苦笑まじりにダム管理事務所の持つ性格の側面を語ってくれた。

上流の相模湖方面からの流れと道志川との合流地点、この下流が津久井湖であり、県民の水ガメとしてこの10数年間重要な役割を果してきた。

水源が遠く、上流に多数の人口をかかえた城山ダムは、水藻が発生したり、ゴミが流れついたりということで苦労もいるようだ。それ以上に大変なのは治水と上水確保と言う相反する性格をいかに調和させるかで、保守と運用に悩みはつきないとの話であった。

ここ城山ダムでせき止められた水は、川崎市の





よごれる水源地・環境保全を

分と県の一部は取水されるが、県・横浜・横須賀市の分のはほとんどはこの地点から40数キロ下流の寒川町にある取水せきから取水されている。上流の汚染が40数キロも流下しているうちに自然浄化されるという。しかし、自然浄化より、下水道が完備されていない相模川周辺地域から流れ出る雑廃水による汚染の方が多いのではないか。

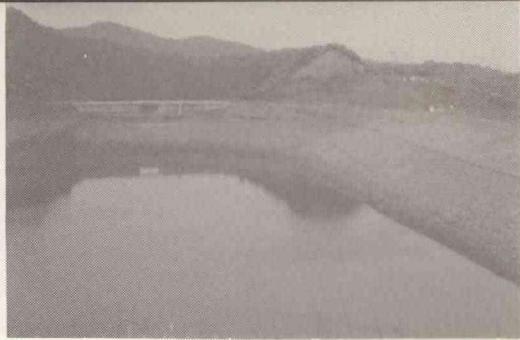
自然保護と生態系を尊重する立場から、「水は天からもらひ水」ではなく「水は高いもの」という価値観への転換が必要だと思った。

本沢ダムと城山発電所

津久井湖から北へ裏の山道を登って、東京都との境界近くにはひっそりと城山湖がある。相模川水系ではなく江の島近くにそぞぐ境川の上流になる。ここにロックフィル式のダムを作り、夜間に津久井湖の水をポンプで揚げ、昼間この水を津久井湖へ流しながら発電する。このダムが本沢ダムで、そのタメ水用の湖が城山湖、発電所が城山発電所である。公営では全国唯一の揚水式発電所だそうだ。

城山湖の湖面を飛びかう岩ツバメから目を上げれば、すぐ高尾山が真近かに眺められ、遠く多摩ニュータウンが展望できる。ここを訪れる人はあまり多くない。時々暴走族がやってくる以外は静かなものだという。この人造湖は朝は満水近くあるが夕方近くには水位がグーンと低くなり、時には底に数メートルを残すだけになることもあるという話であった。

この湖のやや下側にある発電所を案内してもらった。所長以下25名の職員が勤務しており、自治



本沢ダムにせきとめられた城山湖

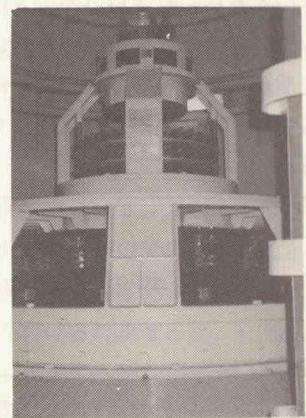
労の仲間である。発電のための中核をなぐるコントロールルームには16名の仲間が4班3交替で勤務している。必要があった場合のみ地下の発電室に降りるとのことである。全てオートメ化されているために案内されて計器板を見ても素人の悲しさ、さっぱり判らず低く唸る音が耳に残っただけであった。

しかし、エレベータで4分かけて地下240mの発電室に降りたときは、これが地下かと思うくらいに発電室はスケールが大きく、まさに圧倒されたと言っても過言ではなかった。ちなみに高さは30m、巾15m、長さ126mで、光々とかがやく螢光灯の下にオレンジ色のキャップをかぶせられた発電機の頭部が4基据えられている。スタイルといい今はやりのUFOそっくりで、子供が見たらさぞ喜ぶに違いないと思った。地下一階から更に何段かフロアを降りて地底に立ち、導水管の大きさ、フランシスポンプ水車の巨大さなど、機器類の説明を受けたが、発電機四基で最大出力25万kWということで、東電久里浜火力の一基分に相当する発電容量を持つとのことであった。

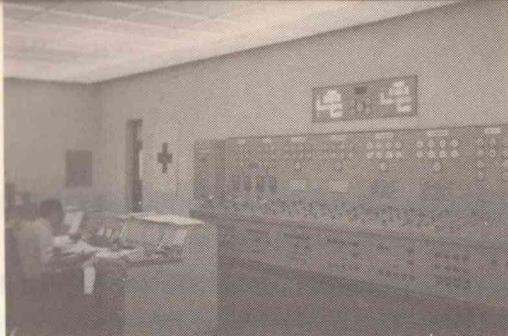
うなりをあげる発電機を眺めて心配になったのは事故のときはどうするのかということである。

エレベータも動か

なくなればという質問に「重量物運搬斜坑から出るしかないですね、歩いて15分かかるけど、逃げるなら5分で上らない限り助からないでしょうね」という話である。完成したの



UFOの内部？（発電機）

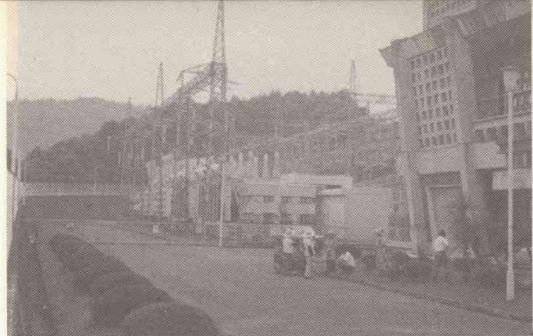


完全自動化された操作室

が時あたかも昭和40年の高度成長期、人命よりも電力をという時代であってみれば、うなづけないでもないが、事故の起らないことを願うのみである。人件費や物件費を除いた電力単価は5~6円との話であり、独占でなく公営にしたらもっと電気代が助かるのにと考えたのは素人のヒガミだったろうか。

水のリサイクル利用の義務化

酒匂川の取水は企業団、相模川の取水は四者共同取水。丹沢湖の発電は東電系。城山は企業庁が自前で、経営形態は異っても受益は県民である。電力の独占立法を改めない限り、安い電力を県民は受けすることが出来ない。水も同様で、自治体が



城山発電所

金を出し合ってダムを造っても、大企業がクジラが飲むようにかすめ取っていく現状では、「東京都は大変だそうだが、神奈川は大丈夫」といつまでもいっていられるであろうか。大企業が使う水のリサイクル利用を法律で義務化する時代が来はいないだろうか。飲料水は節約できても機械は水を節約できない仕組になっていることからも規制は必要である。

いずれにしても、県下の自治体の仲間にも発電やダム管理に日夜働く仲間がいることを知りたいと、今回の職場紹介となった次第です。終りに忙しいなかをわれわれのために時間をさいていただいた公企労の諸兄に感謝いたします。

(T記)

〔相模湖からの便り〕

相模湖記念館の建設運動

相模湖町会議員

神保和雄

景勝の地相模湖とは

県民の水ガメとして、また観光景勝地として県民に親しまれている相模湖。いま県北の地、相模湖では「相模湖記念館」の建設を要望する運動がおきています。この運動のあらましを、特に都市に住む県民に報告し深い理解を得られることを期待して筆をとりました。

相模湖は、昭和10年（1935）軍国主義が盛んな頃「相模川河水統制事業」として、発電・上水道・農業用水などの多目的事業として計画されました。相模ダムは翌11年に着工し、戦争激化によ

り一時中断されましたが、戦後の22年に完成、同24年発電機がすべて完成し相模湖が誕生しました。その後昭和40年に下流の津久井湖（城山ダム）が完成するまで、京浜地帯の飲料水、工業用水を供給し、相模川流域の農業かんがい用水の調整を行ってきました。また相模湖の景観を見るために多くの観光客でにぎわっていましたが、いまはモータリゼーションの発達のためか、通過車輛が多く、一時ほどの活況はありません。しかし県内の観光地として夏秋には県民のいこいの地として有名です。

今年7月に三保ダムが完成して丹沢湖ができま



廃館が予定される相模湖電気科学館

したが、このダムの建設費用は、周辺地域の整備費や補償費の半分程度だと聞いて驚いています。相模湖ではダムは作られましたが、国策事業ということではなく周辺地元民に対する環境整備などの事業は行われませんでした。時代が30年も違うのでヤムを得ないのかも知れませんがワリ切れないものが残ります。

電気科学館の廃止

それはさておき、相模湖にある県の公共施設といえば、相模湖電気科学館と東京オリンピックの時作られたボート競技用の漕てい場だけです。ところが県の企業庁は、会計監査から電気科学館は老朽化し遊休施設であるという指摘もあって、これを廃館とする方針である、ということが明かにな

りました。下記の昨年行った53年度の県予算に対する社会党の要望と県の回答をご覧ください。

ここにあるとおり、電気科学館は相模川総合開発と電気に関する知識の普及を目的として建てられたがその目的を達したし古くなつたので廃止する、というものです。これは大変だ、相模湖誕生に伴う唯一の地元への補償的意味をもつものがゼロになる。と思いました。多くの町の仲間にこのことを訴えるために運動を起そうということになりました。そして約600名の市民の署名を集め「相模湖電気科学館廃館に反対し相模湖記念館をつくらせる会」ができました。

もり上る廃止反対運動

この会の運動で、この3月の町議会に陳情書が提出され、その主旨は次のとおりです。

1. 相模湖電気科学館の廃館に反対し、相模湖記念館として県がつくりかえること。
2. その内容として ①地域住民、諸団体が日常的に親しみ利用できる多目的のもの ②ダム建設の文化的意味、その建設の歴史、地域の資料などを加えた展示 ③図書室など学習の場にあるもの ④現行の自然科学的展示の改善したもの。

3月議会でこの陳情は継続審議となりましたが、

(相模湖電気科学館の廃館に反対し、相模湖記念館をつくる要望)

日本社会相模湖支部は昭和52年10月18日の対県要求ブロック別会議を通して県に要望書を提出、要望内容と回答は次のとおりです。

(要望内容)

相模湖電気科学館が廃止されると聞いていますが、この科学館は相模湖の誕生による唯一の地元への補償的な意味を持つ施設でありました。また津久井湖に見るように津久井湖記念館など最近つくられたダムには施設が多くできています。このようなことから相模湖電気科学館を記念館的施設に改め、相模湖の歴史的資料、電気資料などを置き、あわせて特産物の展示販売が

でき、会議もできるような施設にしていただきたいと思います。

(回答内容)

相模湖電気科学館は、相模川の総合開発及び電気に関する知識の普及を目的として、昭和27年に開館いたしました。以来20数年を経過し一応当初の設置目的は達成したものと考えられ、加えて建物の老朽化が激しいので廃止する方針で検討を進めています。

なお、廃止するにあたりましては、地元相模湖町当局の意向並びに地域住民等の要望を考慮し、できる範囲で善処する考えであります。

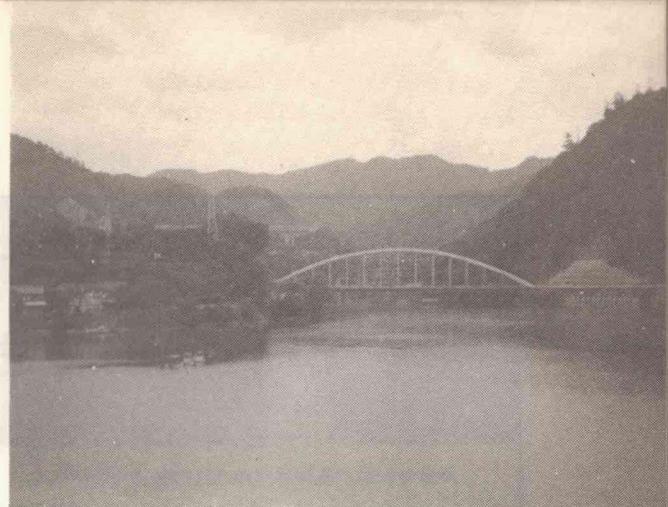
5月に陳情者や各団体、町当局の意見を聞く会議がもたれました。そのうえで5月25日の町議会総務委員会では「相模湖公園の本部庁舎を増改築して、観光的・ダム建設の記念となる資料や民具の展示、町民の利用できる施設をつくり記念館とすること」として、この陳情は全員賛成で採択されました。また、6月町議会の定例会でも委員会報告どおり、全員賛成で採択されました。

地元の運動としては、町長や議長など9団体の連名による陳情書が「電気科学館整備拡充に関する陳情」として昭和50年にすでに提出されていたのですが、企業庁からの廃館にする方針が示されて以来急速な高まりをみせてきたものです。

県で記念館の建設を

町議会での陳情採択をうけて県にはたらきかけが強められました。6月中旬と7月中旬に副知事や県企業庁の関係者が現地を視察、町関係者との話し合いがもたれました。県当局も町民の要望には理解を示し、ポート施設本部庁舎と相模湖の記念館とを合せて検討をしたい、ということのようです。町民としては地元のエゴだけで言うのではなく、津久井地区全体に役立つものを作つてほしいという要望になるわけです。

9月の県議会も間もなく開かれます。県会に町をあげての陳情をすることになるでしょう。町の内部も観光協会などは、展示場を本部庁舎に移転したい考えがあるようですし、電気科学館のある所の土地は借地であり、地主さんは「科学館がなくなるのなら土地を返してほしい」と言っていることなど、必ずしもスッキリしているとはいません。しかし、津久井地区労や相模湖町職労などは、町議会での陳情の先頭に立ってくれていますし、単に電気科学館の移転に終えることなく、相模湖記念館として継続発展するための運動をおこしています。戦前計画された相模湖が地元民の意向をほとんど無視して地元還元事業をほとんどしないままダム建設事業遂行をしたことを思いあわせると、津久井地区の為に県が手をさしのべる



湖畔より相模ダムをのぞむ

のは当然といえないでしょうか。水源地であるため今でも湖水をよごさぬよう建築規制や開発規制をしています。また県や横浜・川崎市が水源地の環境保全のために5億円の基金を出しあい、津久井地区の振興にあてるようになったことも聞いています。地元としても非常に感謝しているところです。

水源地と都市の住民との協調によって、限られた資源を保護しながら友好を深めるためにも、ぜひ相模湖記念館の建設を訴えたいと思います。

〈参考〉

相模湖電気記念館の現況

建物面積	902.7 m ² (木造)
土 地	4,029.4 m ² (借地)
借 地 料	1,257,171 円 (昭52年度@ 26 円)
入 場 者	昭和35年度 87,000 人
	“ 40 ” 66,000 人
	“ 45 ” 37,000 人
	“ 48 ” 29,439 人
	“ 49 ” 28,394 人
	“ 50 ” 33,680 人
	“ 51 ” 33,091 人
	“ 52 ” 24,294 人
固定資産関係	
帳簿原価	26,187,719 円
原価償却引当金	17,756,281 円
帳簿価額	8,431,438 円

職場自治研活動紹介

横須賀市職労自治研集会開く

—8月9日、4分科会に150名参加—

横須賀市職労自治研推進委員会

横須賀市職労は8月9日（水）午後1時から5時まで、横須賀市文化会館に職場代表150人の参加を得て、第1回の単組自治研集会を開催しました。

横須賀市職労はこれまで8年間、財政白書を発行し、市行財政の分析・批判・提言を行い、そのつど、職場討議を行ってきていますが、今回は、「税と予算」「建設行政」「住民の健康と福祉」「現業反合理化」の4分科会を設け、各支部から別掲のとおり、力のこもったレポート提出をうけ、これを中心に討議を展開したものです。

こうした集会は初めての開催だったため、第1回自治研集会と銘うちました。

市職労自治研推進委員会（中執3人、各支部・現評・青婦部選出14名）で5月から3回の討議を経て、実施計画を中央委員会で決定し、以後、全中執と各支部等の代表27名で集会実行委員会を構成、実行委員は各分科会ごとにわかれ、レポートの検討、集会運営をにつめ、8月9日の実施にこぎつけました。

冒頭の全体集会では、中村勝美委員長から、「集会自治研から職場自治研、たたかう自治研へ前進しよう」という提起があり、県本部岩岡義雄自治研推進委員長（副委員長）から、「国民春闘路線の強化のためにも生活制度闘争の基盤となる職場自治研活動を進めよう」とあいさつがありました。

また青柳昇特別執行委員（市議）、加藤勇横須賀自治研究所長から、市議会報告、市政と住民運動の関係の報告をうけて、分科会討議にはいりま

した。

第1分科会「税と予算」の分科会では、真の市民サービスのあり方と行財政の関係を中心の議論となりましたが、参加者の中に実際に予算編成事務にたずさわっている人が少なく、なかなか議論がかみあいくかった面があります。窓口、現場の立場から、今の予算編成が、現場を知らない人によって行われており、直接市民と触れ合っている労働者の気持がわかっていない。また、例えば市民税の減免制度について多くの市民に知らされておらず、利用されていない。税制そのものの改革とともに、市民に有利な制度のPRが必要だ、という意見が出されました。また予算要求（職場要求）のための職場懇談会には全員が参加して討議をし、日常的な運動を続ける必要性が確認されました。

第2分科会「建設行政」では、開発行政の現状について討論が集中しましたが、各レポートがかなり専門的で、説明に時間を要したことや、参加者自身が初めて聞く話が多く、個々に目がうばれ全体的な見方ができなかった、という反省がされています。また大きくマスコミに報道された51年度決算の“偽造”問題については、建設現場から、国庫補助金事業が年度の後半に執行される現状から、また市当局が補助金事業を優先させる姿勢であり、いきおい市単独事業執行が犠牲にされ、工事が遅れてくる、という報告があり、当局の姿勢そのものの見直しが指摘されました。

第3分科会「住民の健康と福祉」は住民の健康

と福祉を守る闘争の積み重ねもあり、各レポートも充実した内容となりました。

救急医療問題では、参加者から救急医療センター利用の経験が出され「センターがあって本当に良かったが、0時以降の開業、従事者の犠牲排除などの改善・充実を」と集約されました。また障害児保育の推進については、保育現場から「現状の人員・施設ではむづかしい」との発言がありましたが、差別のない福祉の確立をめざして討議を継続することになりました。さらに公的責任の面からも市民病院を救急第2次センターに転換せたら、という提言もされました。

第4分科会「現業反合理化」分科会は、清掃闘争の成果と学校現業闘争の経験から、レポートも大変整理され、合理化の矢面に立たされた現業労働者の抵抗闘争の力と住民生活を自らの手で守るたたかいの方向が確認されました。学校・給食・清掃・病院の仲間も、今後地域住民と密着して、改善させていこう、と意志統一したところです。

閉会全体集会では、岩岡副委員長、渡辺好徳特別執行委員（市議）から講評をうけましたが、討議はまだ未熟の点もあるが、職場からの生の声やレポートが出され、職場自治研活動の第一歩としては成功ではないか、今後も是非この活動を続けてほしい、と激励がありました。



熱心に討議が行われた横須賀市職労自治研

全体として時間不足があり、突込んだ議論になりきらなかったくらいがありました。事後の総括集会でも、当初は不安があったが、全執行部・全支部が一丸となって取組んだ結果、時間内に職免の形で150人の参加者があり、みんなで考え合った、勉強になった、とにかく成功ではないか、という総括になりました。今後の取組みとしては、レポートの出し放し、討議のしっ放しに終らず、各支部ごとに自治研推進委員会を設置して討議を継続させていこう、この集会を第一歩として、職場白書づくりの運動を進めていこう、来年の第2回集会も、大衆的討議の中で決めていこう、ということになりました。また地区労主催の自治研集会にも積極的に参加していくことも確認したところです。せっかく始めた職場自治研活動は、自治労の主要な課題でもあり、大事にしていきたいものだと事務局でも意を新たにしています。

提出されたレポート一覧

第1分科会 「税と予算」

- サブ・テーマ 市民サービスとは何か
- 要求をしないのにつく予算と要求しても削られる予算（教育支部）
- 支所と市民サービス（如月支部）
- 税の減免について（税務支部）

第2分科会 「建設行政」

- サブ・テーマ 住みよい環境を守るために
- 開発行政における地域の発展と矛盾（建設支部）
- 都市公園のあり方と市民要求（建設支部）
- 北下浦海岸の浸食はなぜ起きたか（建設支部）
- 下水道事業における諸問題（建設支部）

第3分科会 「住民の健康と福祉」

- サブ・テーマ 誰でも安心して生活できる医療と福祉の確立を
- 精神薄弱者生活訓練施設の方向転換について（民生支部）
- 障害児保育の推進を（民生支部）
- タライ回しをなくすために（病院支部）
- 地域保健の現状（衛生支部）

第4分科会 「現業反合理化」

- サブ・テーマ 住民生活と現業労働者
- 清掃事業と下請け労働者（清掃支部）
- 学校職場の民主化をすすめるために（学校支部）
- よりよい給食をつくるために（給食支部）

地方自治制度の視点（連載第2回）

第1 地方自治制度の歴史（その2）

成蹊大学教授

佐藤 竜

（地方自治総合研究所研究員）

4. 昭和28年の法改正

—「住民」か「市民」か

地方自治法をひとつひとつ検討してまいりますといろいろと不満な点があります。前号でも指摘したとおり、自治体の主権を持つ「住民」のとらえ方がきわめて受身であるということです。

例えば、この「住民」に関して言えば、今の住民運動、住民参加あるいは、市民運動か市民参加ということで住民か市民かと言う論争にもつながってきています。

松下圭一氏とか篠原一氏という方は、市民運動とか市民参加という言葉しか使いません。この事は、住民運動は、むしり取り運動で、自分のエゴに基いてやっているのであって、一部の利害しか反映していない。カブレでもっていくようなものを評価してはいけないと言っているわけです。

私は、「住民参加の実践」という本の中には行政システムとの関連での市民参加について書きました。この中では、「住民」でも「市民」でもいいと言っています。その理由は、住民運動をやっている人達は、市民性の強調に対して反発しています。我々はあくまで住民であって、市民としての連帯を強調しても、例えば、水俣から応援にきて

協力してくれても帰ってしまい、その後の戦力にはならない。あくまでもそこに住んで根をおろした運動をするからこそ住民運動に力があるわけです。そういう時に市民性をもった人間が逆に住所を構えることによって「住民」として根をおろす事ができるわけです。だから「市民」から「住民」への展望について強調しているわけです。

これら意見の対立は、地方自治法の規定に大きな原因があるわけです。

一市町村合併のはじまり

昭和27年と31年に地方自治法の法改正が行われましたが、この法改正を通してどのような問題が起つて来たかと申しますと、ひとつは、法改正と別個に市町村合併が、昭和28年9月の法律によって推進されたことです。

合併は、明治22年にまず行われ7万8千あった自治体を1万5,861に減らしています。当時の合併は、何を意味をするかといいますと、昔ながらの旧村でありますと国の行政をやらせようとする時市町村は抵抗するわけです。

例えば徴兵制度の実施です。徴兵で長男と戸主は免除されるわけですから次三男が徴兵に行くことになります。当時はまだお国の為だなど考えられている時代ではありませんから、徴兵直前になると分家させてしまうわけです。これは、地主にとっても小作料を免除しなくともいいですからどんどん分家させてしまうわけです。

そこで、生産と生活と行政が全部結びついたような「村」という行政体にしておいたのでは、国の政策が浸透しないということで、生産と生活の場として字とか部落という形で「村」を残し、もうひとつ大きい所に行政上の市町村をつくっていったわけです。

このことはつまり、議会において、自分の出身部落にいかに利益を誘導していくかということでもんどうり合戦になるわけです。今でも、そういうことでは、自分の地元の利益しか考えない議員が多いし都道府県議会にも国会議員にも多いわけです。

日本の自治体を住民から切り離して、行政を執行する為の権力を発動するため機関にかりたてたのは、明治22年の市町村合併がありました。

—強力にすすめられた戦後の合併

それがようやく戦争を通して、戦後住民と行政

の地方自治の距離が縮まりました。しかし、役場がそれまで「お上」の象徴であったのが、やっと住民の身近に来たところでもう一度町村合併をやることは、野良着でも普段着でも行ける役場から、もっと遠くの中心地へ行かなければ役場の用事がすまないような形——町村と住民の関係を切ってしまうような形にしてきたのが市町村合併の問題だということです。

こうして昭和28年の自治法の改正と、同年10月に施行された市町村合併促進法によって、戦前の合併の考え方をうけつぎながら市町村合併がしゃにむに進められました。この結果、昭和28年4月に1万以上あった市町村の数は、2年後の30年に半数に減ってしまいました。また、昭和31年の法改正と新市町村建設促進法案によってさらに合併の追重がかけられ、3千台におちこんで以後、毎年減少しています。

これを、こまかい機能面でいいますと小さい町

市町村合併の経移

年 月	市	町	村	計	備 考
明治16年	19	12,194	59,284	71,497	
22年	39	(15,820)		15,859	
31年	48	1,173	13,068	14,289	
41年	61	1,167	11,220	12,448	
大正11年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和 5年	109	1,528	10,292	11,929	
15年	178	1,706	9,614	11,498	
20年10月	205	1,797	8,518	10,520	
23年 2月	217	1,802	8,480	10,499	
25年 1月	235	1,862	8,346	10,443	
28年 4月	280	1,953	7,808	10,041	
29年 4月	382	1,872	6,674	8,928	
30年 4月	488	1,833	2,885	5,206	
31年 4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行（昭31.6.30）
35年 4月	555	1,922	1,049	3,526	{ 市の合併特例に関する法律施行（昭37.5.10）
37年 4月	556	1,974	930	3,460	{ 新産業都市建設促進法施行（昭37.8.1）
40年 4月	560	2,005	827	3,392	{ 工業整備特別地域整備促進法施行（昭39.7.3）
45年 4月	564	2,027	689	3,280	{ 市町村の合併の特例に関する法律施行（昭40.3.29）
50年 4月	643	1,974	640	3,257	
52年 4月	644	1,981	631	3,256	

なり市とすれば、きめ細かい都市計画がつくれます。しかし、大きくなってしまうときめ細かさはなくなってしまいます。都市計画の人たちが最近市町村合併について疑問をもち始めているのはこうした理由からなわけです。

一知事公選廃止のうごき

市町村合併が進み、3千あまりの市町村になり市町村が大きくなつたのだから府県をつぶせという話に進んでいったのが、昭和32年の地方制度調査審議会の答申でありました。

第4次地方制度調査審議会の答申で、要するにやりたかったことは、知事公選の廃止だったので。府県制に関する論議というのは、昭和20年代末から30年代の初めにかけてはまさしく知事公選廃止論なのです。

今では、だれも知事公選を廃止しろという人はいなくなりましたが、今度はもっと大きな地方—関東地方を一つの自治体にしろなどと財界がいい出しています。昭和45年頃でしょうか、あの日本商工会議所で小野さんが会頭として、昭和32年の話をむし直して何だかわけのわからない事を言った事もあります。この事は、住民の目のとどくところにある自治体を広域化する事によって國の方へひき寄せようとしているわけで、最近のように、住民の力が強くなり地方自治の力が強くなつてきますと、このような形で自治体を官治化させるような考え方がでてくるわけです。

5. 昭和31年の自治法改正

一戦前の都制・特別市制運動

昭和31年の法改正で、大きな出来事があります。それは大都市の問題点です。東京市を含む六大都市は、東京市は大正時代から都制運動を、それ以外の五市は特別市制運動を展開してきました。こ

れは何かといいますと東京市は東京府にあっては、東京府知事は官選で若いのがきて、東京市の自治をせばめようとした。そこで東京市はむしろこれだけの実力をもっているのだから都となって区と市を兼ねそなえた強力な自治体になるべきだと主張した訳です。それと協力する形で、五大都市運動があります。たとえば神奈川県から横浜市が独立すると横浜市は、県の仕事をも同時に握るといった権限拡充の運動として展開されました。

ところが、終戦直前の昭和18年に首都東京を防衛しなければいけないということで、長年自治権の拡充の運動としてやられてきたのを、突然、逆に官治団体としての東京都をつくることにして、府と市を合体してしまいました。23区地域（当時35区）については市がなくなり東京都になりました。三多摩地域については府県地域というものができました。

一特別市制から政令指定都市へ

ところが、官治団体としての東京都制が実現したということで五大市側から非難をうけ、後には縁を切るようになりました。五大市は、独自の特別市制運動を展開しました。ところが戦後神奈川県—日本でも有数の財政富裕県—から一番税金のはいり横浜市がぬけると残りはカスばっかりということになり、これまでの強い力はなくなりました。しかし、そういう中にありながら、5大市は特別市制を精力的に展開しました。

昭和27年頃から、神奈川県と横浜市、大阪府と大阪市の喧嘩が続き昭和31年に15ほどの府県の事務を市に譲り政令指定都市にするということで決着がつきました。

特別市制というのは、人口50万人以上のところにやろうとしたのですが、その規定をとり除き政令指定都市ということで、県の仕事と若干の税を譲ることで妥協しました。特別市の独立は、府県にとっては非常に障害になつたためにこういう妥協になりました。（続く）

かながわの自治体のうごき

応能負担打ち出す
地域中心、行政民間連携を
県社会福祉審議会答申

去年10月に知事から「50年代における社会福祉行政の責任範囲と公私の役割分担、費用負担、福祉サービスの原理、原則はどう在るべきか」について諮問を受けた同審議会が、特別分科会（阿部志郎分科会長ら7人）を7回にわたって開催し、審議し答申した。

答申によると、現在の福祉に対する県民の要求は、物と心の両面が複雑に絡み合って高度化、多様化していると分析。「こうした段階では、地域住民の自発的な活動と公的福祉サービスが地域社会内でともに働くなければ、福祉への要求の十分な充足は困難となる」とし、これから社会福祉施策は「行政と民間の協力、提携が基調とならなければいけない」と強調。そして「50年代の社会福祉施策は、これまで推進してきた施設福祉施策と在宅福祉施策を一層拡充・発展させて、それを県民生活の基盤である地域社会のなかで体系化し、地域福祉施策として推進することが必要」としている。

(7/18神奈川)

前途暗い本県農業
後継者なし87% 県調査
増える放棄農地

県農政部は本県農家の人たちがどんな意識を持っているか、を調べるために「農家意向調査」を実施

したが、18日、その結果がまとまった。これによると人手不足で休耕地や耕作放棄地が増え、後継者がいなくて困っている農家の実態が浮き彫りにされている。

まず農地の利用についてみると、全県で農地の約11%が休耕地(7%)耕作放棄地(4%)。これは50年農業センサスの調査と比べると休耕地は減り、耕作放棄地はやや増えている。この利用されない農地は市街化区域で13%，市街化調整区域で10%となっている。

ここで特徴的なのは農業以外の所得が多い二種兼業農家のウェートが高いことで、20%が休耕地や耕作放棄地を抱えていると答えている。さらにこれを面積でみると休耕地の66%，耕作放棄地の72%までは二種兼業農家の所有で、遊休地、耕廃地といわれるこれら農地の有効活用は二種兼業農家のめぐる大きな課題。この理由は、「人手不足」が45%でなんといっても大きく、雑草を刈り取るくらいのことはしているが「何も管理していない」という“ほったらかし”も二割近くいる。

(7/19神奈川)

“緩和”理解出来ぬ
NO₂旧基準を堅持
伊藤川崎市長

川崎市の伊藤市長は18日、環境庁が二酸化窒素(NO₂)の環境基準を一日平均0.02 PPMから0.04~0.06 PPMへと大幅に緩和した問題について①今回の緩和措

置は確たる根拠もなく安易に変更したもので理解出来ない②川崎市としては市民の健康を守るために0.02 PPMを堅持して行くなどと述べて環境庁を批判するとともに、あくまで旧基準に沿って公害防止の努力を進める考え方であることを明らかにした。

同市長は「川崎市としては現在、公害防止条例に基づき独自に中間目標値（一日平均値0.04 PPM）を決め努力している最中で、突然に環境庁が目標値を下げたからといって市の方針を変更する考えはまったくない。公害行政の指針は10年、15年ぐらいの長い年月をかけて策定してゆくべき性格のものだ」と国に対して強い“反発”的姿勢を示した。(7/19神奈川)

やはり高い横浜の水
全国大都市中トップ
水道料金上昇額されたが

横浜市の水道料金値上げが、会期延長の臨時市会で確定した。当局原案に対する自民、社会、公明民社、無所属の減額修正案は、あす10日の市会本会議に共同提案される。これで①として10月から暫定料金18.04%②来年10月から本料金39.05%（いずれも現行料金との対比）の二段階値上げが本決まりとなった。

減額修正による本料金は、用途別総平均で39.05%の値上げ率。当局原案では41.40%だったから、その差2.35%分が“値引き”されたことになる。暫定料金の方は無修正のため、当局原案通り18.04%アップ。(8/10神奈川)

かながわの自治体のうごき

今月の統計から

県年齢別人口統計調査(53年1月1日現在)から

県企画部統計課

53.8.8 神奈川新聞より

■ 昭和53年1月1日
■ 昭和52年1月1日

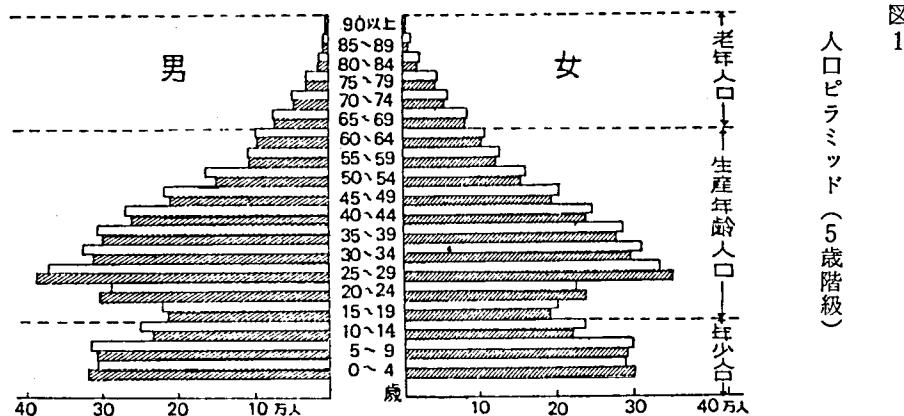


図2 50年国勢調査、神奈川県の人口
年齢(3区分)別人口の推移 (総理府統計局)
(大正9年～昭和50年) 神奈川県

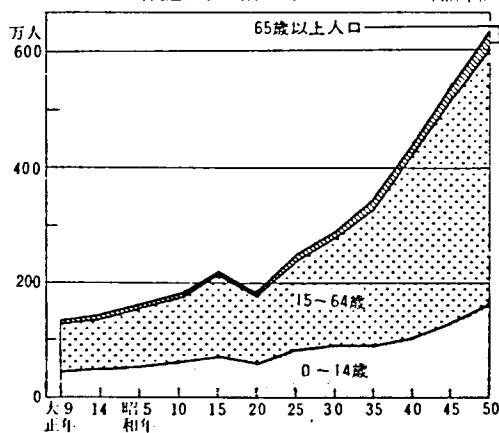
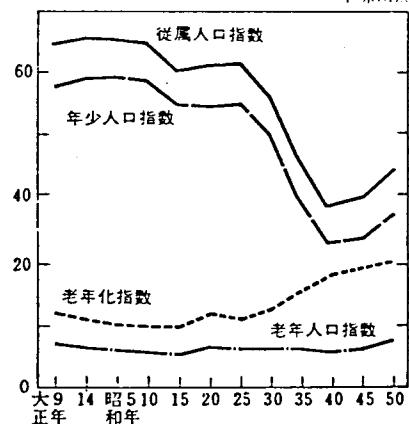


表1 ※40～50年国勢調査(10月1日)

図3 50年国勢調査、神奈川県の人口
年齢構成指数の推移 (総理府統計局)
(大正9年～昭和50年) 神奈川県



51～53年 1月1日現在

年度	全国人口	神奈川県人口	県年齢別人口					
			年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳～64歳)	構成比	老人人口 (65歳以上)	構成比
40	98,274,961人	4,430,743人	1,035,303人	23.4%	3,201,686人	72.3%	193,754人	4.4%
45	104,665,171	5,472,247	1,301,772	23.8	3,914,556	71.5	255,919	4.7
50	111,933,800	6,397,600	1,632,021	25.5	4,424,772	69.2	337,335	5.3
51		6,422,834	1,640,429	25.5	4,437,790	69.1	340,965	5.3
52		6,542,272	1,676,175	25.6	4,501,351	68.8	361,096	5.5
53		6,660,537	1,698,314	25.5	4,576,824	68.7	381,749	5.7

本県の平均年齢は全国レベルで3番目に「若い県」。しかし、高齢化が1年ごとに進んでいる。老年人口の構成比は小さいが、昨年64歳だった人が65歳になったり（自然増）、県外からの転入者1,469人が加わり（社会増）、その伸びは急ピッチに進んでいる。

これに対し、生産年齢人口、年少人口の伸びは鈍化傾向にある。

こうした高齢化社会到来により、国及び各自治体には、住宅問題、雇用問題、福祉施設の設置等、新たな老人福祉対策が望まれる。

〈平均年齢〉 表2

年度	全 国	神 奈 川		
		全 体	男	女
40	30.4歳	29.0 歳	歳	歳
45	31.5	29.4		
50	32.5	30.3		
51	30.35	29.71	31.02	
52	30.67	30.03	31.35	
53	31.01	30.37	31.69	

老人人口指数

生産年齢人口に対する
老年人口の割合

表3

40	6.05
45	6.53
50	7.62
51	7.68
52	8.02
53	8.34

老年化指数

年少人口に対する老年
人口の比率

表4

40	18.71
45	19.65
50	20.66
51	20.78
52	21.54
53	22.48

1978年8月25日発行

自治研かながわ月報 第14号（1978年8月号）

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎ 045(662)0743~4

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

編集後記

□編集委員になり、自治研センターの活動の強化を図って行こうということではりきって始めたが、原稿の締切り日が近づくと、センターからの電話にピクピク……。結局、原稿の締切り日に間に合わずヒラアヤマリの最敬礼。

後は内容で勝負というところだが、センター事務局に結局は迷惑をかけてしまった。この次からはもっと頑張る事をちかって今から準備を始めようかな。次回担当11月。（佐藤キ）

□乱開発で緑をケズり、地表をコンクリートでふたをしてビルを建て、暖冷房器をすえつける。勿論、合流式下水道完備である。そして車を乗りまわした結果、熱帯夜と砂漠化を生みだしたといわれる。神奈川も例外ではない。科学技術の進歩は、我々に便利さをもたらしてくれるが、河川や沿岸の富栄養化も「便利さ」「白さ」信仰の結果がまねいたものとしたら、裁れるべきは技術か、それとも人間であろうか。（高野ヨ）

□暑いです。とにかく暑い夏でした。この号が配布される頃には秋風が吹いているといいのですが、水問題の特集が間にあうかどうか……。新しい編集スタッフによる内容はいかがでしょうか。ぜひ自治研センターまでご感想をおよせ下さい。紙面の都合で「会員の声」がぬけました。次号には必ずのせようと思っています。（上林）

自治研センター会員募集中

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申しこみください。
3. 申込書がないときは自治労県本部☎045(681)7821、または自治研センター事務局☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価300円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。